


裁判年月日 平成17年 3月22日 **裁判所名** 横浜地裁 **裁判区分** 判決
事件番号 平15(ワ)1512号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 一部認容、一部棄却 **上訴等** 確定 **文献番号** 2005WLJPCA03220002

要旨


◆介護老人施設でデイサービスを受けていた高齢女性が、同施設内の便所で転倒受傷した事故につき、施設職員の歩行介護に過失があるとして施設を経営する社会福祉法人の損害賠償責任が認められた事例


出典

判タ 1217号263頁 

判時 1895号91頁


評釈

菅富美枝・ジュリ別冊 200号212頁 (消費者法判例百選) 

医療訴訟判例データファイル (介護・福祉施設) 

菅原好秀・東北福祉大学研究紀要 32号81頁

菅富美枝・賃金と社会保障 1420号28頁

慰謝料請求事件データファイル (身体・生命侵害) 

参照条文

民法415条

民法656条

民法709条

裁判年月日 平成17年 3月22日 **裁判所名** 横浜地裁 **裁判区分** 判決
事件番号 平15(ワ)1512号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 一部認容、一部棄却 **上訴等** 確定 **文献番号** 2005WLJPCA03220002

原告	甲野花子
同訴訟代理人弁護士	村松雄太
被告	社会福祉法人Y協会
同代表者理事	乙川太郎
同訴訟代理人弁護士	宮下浩司

主文

- 1 被告は原告に対し、1253万0719円及びこれに対する平成15年5月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項、第3項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は原告に対し、3977万7954円及びこれに対する平成14年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、被告の管理運営する介護施設において通所介護サービス（いわゆるデイサービス）を受けていた原告が、平成14年7月1日午後3時30分ころ、被告職員による歩行介護を受けられなかったため、同施設のトイレ内において転倒し、右大腿骨頸部内側骨折の傷害を負ったうえ、後遺障害を残したとして、被告に対し、債務不履行又は不法行為に基づき、介護料、慰謝料等の損害賠償金合計3977万7954円及びこれに対する同月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 争いのない事実等

(1) 被告は、横浜市から委託を受けて横浜市〇〇町地域ケアプラザ（横浜市中区〇〇町〈番地略〉所在。以下「本件施設」という。）を管理運営する社会福祉法人である（乙14

の7)。

原告(大正6年2月18日生。女性)は、その娘である甲山葉子(以下「葉子」という。)と上記肩書地において同居していた者であるが、平成12年に入り、被告との間で通所介護契約を締結した上、本件施設における通所介護サービスを利用して来た。原告は、本件施設利用当時、介護保険法上の要介護状態区分が要介護2と認定されていた。

(2) 原告と被告間の通所介護契約は、被告においてサービスを受ける者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護サービスを提供することを目的とするもので、本件施設における通所介護サービスは、在宅の虚弱な高齢者や痴呆性高齢者を対象に、健康チェック、入浴、給食、レクリエーション、機能訓練などを行い、これによって高齢者の心身機能の維持を図り、また介護者を支援するものとされる。

この通所介護サービスを原告が利用する日は、午前9時ころに本件施設の職員が原告の自宅まで迎えに来て、午後3時ころまで本件施設内で上記サービスが提供された後、本件施設の職員が原告を自宅まで送ることになっていた。

(3) 平成14年7月1日以前、原告は、何かにつかまらなければ立ち上がることはできず、必ず、手元においてある杖を支えに立ち上がっており、また、杖をついて歩行することはできたが、不安定で、いつ転ぶかわからない状態であり、本件施設内においても、常時、杖をついて歩行することにより移動していた。

被告は、原告が本件施設を利用して来た当時、原告の歩行状態が不安定であることを認識しており、原告が歩行中いつ転倒するかわからず危険であったので、原告の転倒の防止に努めていた。

(4) 原告は、平成14年7月1日、本件施設で午後3時ころまで通所介護サービスを受けた後、同施設2階において、送迎車が来るのを待つ間、座っていたソファから、近くにある身体障害者用のトイレ(以下「本件トイレ」という。)まで歩いて行き、同トイレ内に入った。その直後である午後3時30分ころ、原告は同トイレ内において転倒した(以下「本件事故」という。)。その結果、原告は、右大腿骨頸部内側骨折の傷害を負った(甲7)。

(5) 本件施設2階には、複数のトイレがあるが、上記ソファに近い方に本件トイレがあり、それより離れた方に通常のトイレがある。

本件トイレの内部は、車椅子を使用して利用しやすいように、本件施設の通常の女性用トイレと比べ広く、トイレの入口の戸から便器(洋式)までの距離は約1.8メートル、横幅は約1.6メートルとなっている。本件トイレの入口から便器まで行く間の壁には手すりがなく、手すりは便器のすぐ横に付いているだけである(乙1)。

(6) 本件事故後、本件施設の職員が原告の助けを呼ぶ声を聞き、本件トイレから原告を助け出した。

(7) 本件施設の職員は、原告を座らせた車椅子を手で押して、近くのA整形外科クリニック(以下「A整形外科」という。)に連れていき、さらに同所からB病院に搬送した。

3 争点

(1) 被告に通所介護契約上の安全配慮義務違反があるか。

(原告の主張)

ア 原告は介護を必要とする高齢者（本件事故当時85歳）であり、杖をついてかろうじて歩行ができたが、その歩行は、転倒して骨折する可能性が高いものであり、歩行介護が必要であった。

したがって、本件施設の職員は、原告が本件施設内を歩行する際は、原告が転倒しそうな状況になったときはいつでも原告を支えられるように、絶えず原告を見守り、原告の近くにおいて歩行介護をし、原告の転倒を防止すべき義務（歩行介護義務）があった。

イ 本件事故当時、原告がソファから本件トイレに向けて起立し、歩行する際には、本件施設の職員において、原告が単独で歩行すれば、転倒、骨折することが十分予見可能であったから、職員は原告の傍らにおいて見守り、もし原告が転倒しそうになったらすぐに原告を支えて、原告が転倒するのを防止すべき義務があった。

しかるに、本件施設の職員は、本件事故当時、原告が上記ソファから本件トイレ内に行くまでの間、原告の歩行介護を全く行わず、原告の傍らにいないことなく、原告をして全く一人で歩行させた。

ウ この点、被告は、本件事故当時、本件施設の職員は本件トイレの入口まで原告の歩行介助を行っており、原告がトイレの入口において介助を拒否して自分でトイレのドアを閉めたと主張するが、そのような事実はない。

しかし、仮に本件施設の職員がトイレの入口まで原告の歩行介助を行ったのだとしても、本件トイレは広く、入口から便器まで約1.8メートルの距離があり、その間手すりがなく、原告が単独で歩くのは危険であるから、本件施設の職員は、原告とともにトイレの中に入り、原告が便器に座るまでの間、近くで見守り、歩行介助をする義務があった。ところが、本件施設の職員はトイレ内での見守り、介助を全く行わなかった。

また、介護が必要な場合には、たとえ要介護者が介護拒否の意思表示をしても、介護者が介護をしなければならぬことは当然である。歩行介護を必要とする被介護者に対しては、職員は被介護者の意思にかかわらず歩行介護をする義務がある。被告の職員としては、便器まで約1.8メートルの距離の歩行介護をすべきであった。

エ トイレ内に入るのが相当でない場合には、便器までの距離が長く、手すりのない本件トイレではなく、入口から便器までの距離が短いうえ壁に手すりがある安全な通常のトイレを使うように誘導すべきであったのに、被告職員は本件トイレを使用させた。

以上、被告職員は、原告に対して通所介護契約上の安全配慮義務を負う被告の履行補助者としてなすべき、本件トイレ内での歩行介護を怠ったのであるから、被告には原告に対する安全配慮義務の違反があるというべきである。

(被告の主張)

ア 本件事故以前、原告は不安定ではあったが杖をつきながら自力で歩行できた。もっとも被告は、一般的に老人は転倒しやすく、また転倒すれば骨折しやすいことを熟知していたから、原告が歩行する際は、絶えず原告を見守り、原告の近くにおいて、ときには手を取り、転倒しそうになったらいつでも原告を支える等の必要な介護を行い、原告の転倒を防止するようにしていた。

イ 本件事故当時、本件施設の職員は、原告がトイレ使用を訴えたので、ソファから本件トイレまで原告に手を貸して歩行介助を行った。

この際、本件施設の職員が原告を本件トイレに誘導したのではなく、原告は、自らの意思で身体障害者用である本件トイレを選択したのである。

そのため、本件施設の職員は、同トイレの入口の戸を開けて原告を同トイレ内に導いた。

しかし、原告は、同トイレ内に入るや、職員に対し、この先は自分だけでできるので介護は不要であると、同トイレ内部への同行を拒み、原告自身の手で同トイレの戸を閉めた。そこで、本件施設の職員は、原告の用が済むまでの間、同トイレの前を離れ、用の済むころをみはからって戻り、原告の介護を継続することとしたものである。

ウ 高齢者であるからといって身体障害者用トイレを使ってはならないということはなく、原告が身体障害者用トイレに入ろうとするのを押しとどめる理由はない。

また、身体障害者用トイレでの介助、見守りについては、利用者個々の心身の状態により内容が異なるものであって、介護範囲は、①トイレ入口まで歩行介助、見守りを行う、②便器への移乗まで介助、見守りを行う、③着衣の上げ下ろし、排泄行為の後始末まで行うの3段階がありうるが、原告は、①の介護範囲にあたる者であった。

そして、原告は、痴呆もなく、自らの意思を明確に表明でき、意思確認のできる状態であったところ、かかる原告がトイレの入口においてトイレ内での介護を強く拒否した以上、原告の選択が優先されるのは当然である。本件施設の職員は、原告のそのような意思表示から、トイレ内での原告の自力による動作が安全であると信頼し、原告の意思に従ったのである。

したがって、本件施設の職員が原告と一緒にトイレ内に入らなかったことは相当である。

本人の意思を無視してまで介護せよとの原告の主張は、今まで介護福祉の中で培われてきた倫理を大きく揺るがす主張であり、認められない。

被告は可能な限り原告に対する安全配慮をしてきたから、被告には安全配慮義務違反はない。

(2) 損害

(原告の主張)

ア 治療費 21万8163円

イ 近親者介護料 2375万4146円

原告が本件事故の後遺障害により常時介護を要することになったため、葉子は平成14年12月末で仕事を辞めて平成15年1月から原告の介護に専念することになった。葉子は仕事に就いていた間、年間329万9187円の収入を得ていたが、介護に専念することにより、これを失うことになった。原告の近親者介護料は葉子の失った収入に相当するといふべきである。そして、介護期間は、同月から原告の平均余命である7.2年が介護期間となるから、これを乗じた額が近親者介護料となる。

仮に葉子の収入分が付添、介護に要する費用と認められないとしても、1日あたり8000円以上の近親者介護料が損害として認められるべきである。

ウ 入浴サービス料 46万7460円

原告は本件事故の後遺障害のため運動能力が低下し家庭における全介護を要する状態になったため、家庭入浴サービスの利用が必要となったところ、その費用として、平成14年9月18日からの原告の平均余命である7.35年の間、年6万3600円が必要となった。

エ 入院雑費 11万円

オ 器具リース料 15万8760円

本件事故の後遺障害により、原告は、自分で寝起きができないため特殊なベッドを必要とするようになり、また、歩行器を使用しなければ歩行できなくなった。このため、原告は、特殊ベッド及び歩行器のリース契約をしたが、そのリース代は年2万1600円であり、上記平均余命である7.35年の間、支払いを要する。

カ 家屋改造費 6000円

キ 入通院慰謝料 173万2666円

ク 後遺障害慰謝料 1000万円

慰謝料の算定に際しては次の事情を斟酌すべきである。

すなわち、原告のような大腿骨頸部骨折患者に対しては、受傷後、患肢を良肢位に保持し疼痛を緩和することが適切な看護である。

しかし、本件施設の職員は、本件事故後、速やかに救急車を呼び原告を近くの病院に運ぶことをせず、また、速やかに医師に連絡して原告に医師の診療を受けさせることもせず、少なくとも約1時間の間、原告を車椅子に座らせ、そのまま放置していたため、原告は、多大な苦痛を被った。

また、本件施設の職員は、救急車を呼ばず、原告を車椅子に座らせたまままで病院まで搬送したため、原告は多大な苦痛を被った。

ケ 弁護士費用 333万0759円

(合計 3977万7954円)

(被告の主張)

治療費、入院雑費、器具リース料、家屋改造費については不知。その余の損害は否認する。近親者の介護料は原告の損害ではなく、また入浴サービスは本件事故前の通所介護においても受けていたから、本件事故によって新たに発生したものではない。後遺障害の存在及び後遺障害慰謝料は、原告が本件事故前より運動障害のある者であったことに鑑み、存在、内容、程度など全て否認する。

なお、原告が慰謝料に斟酌すべきと主張する事情については、原告は、本件事故後、当初は痛みを訴えず、あるいは痛みの訴えが弱かったために、本件施設の職員は原告の骨折に気づかず、そのために原告を車椅子に座らせておいたのである。

また、本件事故後、本件施設の所長がA整形外科と速やかに連絡をとっていたのであって、原告を漫然と放置していたわけではない。

本件施設の職員は、本件施設から、原告を速やかにA整形外科に搬送しており、1時間近く待ったのは、A整形外科において骨折が判明し入院の必要が発生したが、原告の家族と連絡がとれず入院先が決まらなかったからである。

本件施設の職員が原告の車椅子を押してA整形外科まで搬送したのは、救急車その他の自

動車を待つより早いと判断したからであり、判断に誤りはない。

本件施設の職員は原告を病院まで搬送するにあたり段差や振動に十分注意しており、搬送時には原告から痛みの訴えはなかったものである。

(3) 過失相殺の有無

(被告の主張)

仮に被告に責任があるとしても、原告にも過失があるから過失相殺がなされるべきであり、原告の過失割合は8割である。

(原告の主張)

原告には過失がなく、過失相殺はなされるべきでない。

第3 争点に対する判断

1 上記争いのない事実等に加え、証拠（甲1ないし8, 10, 12, 14の1, 2, 甲15の1, 2, 甲16の1ないし4, 6ないし9, 甲20ないし29, 34ないし37, 44, 乙1, 2, 5ないし8, 9の1ないし16, 乙10の1ないし3, 乙11ないし13, 14の1ないし10, 証人C, 証人甲山葉子, 原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 横浜市は、市民が地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保険サービス等を身近な場所で総合的に提供することを目的として、「地域ケアプラザ」を設置し、同プラザにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練、介護（移動や排せつの介助、見守り等のサービス）、健康状態の確認、送迎、その他居宅要介護者等に必要な日常生活上の世話等通所による便宜の供与等の事業を行っているところ、本件施設は上記地域ケアプラザの一つであって、社会福祉法人である被告が横浜市から委託を受けて運営管理する施設である。

(2) 原告は、娘の葉子とともに横浜市に居住していたが、65歳のころから腰痛があり、また足の具合も悪くなって、しばしば病院に行くようになり、70歳のころには、転倒して左大腿骨頸部を骨折したことがあった。

葉子は、原告に通所介護を受けさせようと考え、平成11年11月4日、本件施設に対し、通所介護サービス（デイサービス）の利用を申し込んだ。この当時、原告は82歳であった。

(3) その後、原告による本件施設の体験利用、本件施設の職員らによる原告の自宅への訪問調査、生活状況調査等を経て、平成12年2月21日から、原告は、本件施設において週に1回の通所介護サービスの利用を開始した。

本件施設における通所介護サービスとは、利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の日常生活に関する相談、助言、健康状態の確認その他利用者に必要な介護並びに機能訓練等を行うサービスである。

(4) 介護保険法施行に先立って、平成12年3月26日、原告と被告とは、原告が本件施設において通所介護サービスを受けるための通所介護契約（契約期間は同年4月1日から同年7月1日まで）を締結した。その後、同契約は、本件事故の当時まで、更新が重ねられた。

同契約によると、本件施設においては、利用者の日常生活における心身の状況、意向及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者の居宅サービス計画に沿って必要となる通所介護計画を個別に作成し、これに沿って計画的にサービスを提供することとされていた。同契

約により被告が提供するサービスには、原告の移動の介助、見守り等を行う介護サービスも含まれていた。

同年4月1日より介護保険法が施行され、本件施設は、介護保険の適用のある事業所となり、原告が利用する上記通所介護サービスも同法上の通所介護にあたることになった。

原告は、同年7月18日、介護保険法上の要介護状態区分について要介護2と認定され（認定有効期間は同年8月1日から平成13年1月31日まで）、平成13年2月2日にも同様に要介護2と認定された（認定有効期間は同年2月1日から平成14年1月31日まで）。

要介護2の状態像としては、おおむね、日常生活動作について部分的な介護を要する状態と考えることができる。

(5) 平成13年2月12日、原告は、本件施設で通所介護サービスを受けた際、同施設の玄関ホールでつまずき、しりもちをついて転倒したことがあった。この転倒を契機に、本件施設の職員は、原告の移動については、全職員が注意し、その日の原告の様子により、見守りまたは介助をするようにしていた。

平成13年2月から同14年1月にかけて、本件施設の職員は、原告に関する通所介護記録書に、以下の趣旨の記載をした。

「足の負傷もほぼ完治し、デイに定期的に参加される。歩行状態が不安定なため介助を行うが、ゆっくりながら自分自身でも歩く意欲がうかがえる。（平成13年2月1日付）」

「歩行状態は安定していたものの、プラザ内にてつまずき及び転倒もあったことから、見守りや一部介助に注意を払うこととする。（同年3月1日付）」

「歩行介助を行い安定を保つ。（同年4月1日付）」

「歩行において一部介助、見守りを行い、転倒防止に努めた。（同年5月1日付）」

「歩行に留意する。転倒防止のためにも一部介助を行う。（同年10年1日付）」

「歩行状態が不安定なため、歩行介助にて転倒防止に努める。（同年11月1日付）」

「転倒防止のためにも歩行介助を行う。レベルは保たれている。（同年12月1日付）」

「歩行に留意し、転倒防止に努める。（平成14年1月5日付）」

(6) 原告は、平成14年1月22日の介護認定審査会の審査を経て、従前と同様に要介護2と認定された（認定有効期間は同年2月1日から平成15年1月31日まで）。

この認定に係る介護認定審査会の調査に先立って、原告の主治医であるA整形外科のA医師（以下「A医師」という。）は、平成13年12月19日、主治医意見書を作成した。同意見書によれば、原告の状態は以下のとおりとされている。

傷病については、平成2年ころ発症の両変形性膝関節症、同年ころ発症の脊椎骨粗鬆症、昭和60年9月ころ発症の左大腿骨頸部骨折（術後）がある。腰椎のレントゲン検査により骨棘の形成と骨梁の減少がみられる。また、膝関節は、骨棘の形成と内側関節裂隙の狭小化がみられる。さらに高血圧である。これらの傷病の症状は安定しており、この点の介護の必要の程度に関する予後は改善の見通しである。

心身の状態については、短期の記憶は問題がなく、日常の意思決定を行うための認知能力は自立しており、自分の意思の伝達は可能である。問題行動はなく、精神、神経の症状はない。身体の状態として、両下肢の筋力の低下があり（程度は中程度）であり、関節の拘縮が

左股関節と左右の膝関節にみられる。利き腕は右で、体重は60キログラム、身長は145センチメートルである。

介護に関する意見については、現在、発生の可能性が高い病態等は、転倒、骨折、痛みであり、処方針として、転倒への注意（同意見書には「筋力が落ちているため、転倒に注意を！」と記載されている。）及び鎮痛剤の投与、理学療法などの治療が必要である。医学的管理としては通所リハビリテーションが必要である。介護サービスにおける医学的観点からの留意事項として、血圧については、血圧上昇時は入浴を避けること、降圧剤服用を確認することに留意すべきであり、また、移動については、転倒に注意を要する。

その他特記すべき事項としては、現在リハビリのためにA整形外科に通院中であり、引き続き通院加療を要する。両膝痛があり、膝の屈曲は、右膝が90度まで、左膝が95度まで可能である。正座は不能である。両下肢の筋力低下が著明で、屋内も一本杖を使用して歩行中である。階段の昇降、車の乗り降りには介助が必要である。トイレは自立しているが、入浴には介助が必要である。難聴があり、補聴器使用中である。高血圧症があり、内服治療中である。

(7) 上記の平成14年の認定に係る介護認定審査会の調査は平成13年12月25日になされたが、同調査の際に作成された認定調査票によれば、原告の状態は以下のとおりとされている。

両下肢に麻痺があり、加齢による筋力低下で歩行が不安定である。下腿部から足の甲、足の裏まで、浮腫が強度にみられ、足部のしびれ感もある。70歳のころに左大腿部骨折の既往歴がある。

両膝の関節は90度の屈曲制限がある。両足の関節は、強度の浮腫で、十分に動かず、内反転気味に変形傾向がみられる。

寝返り、起き上がりについては、介護用ベッドではないため柵がなく、ベッドの枠や布団につかまりながらやっとなっている。

両足での立位保持は、支えがないとふらついてできず、杖が必要である。室内歩行時も杖を使用している。膝の屈伸に支障があり、歩行時も膝がつっぱった姿勢であり、また足の内反転気味のためか足を引きずるような歩き方で不安定である。デイサービス通所以外の外出はない。

立ち上がりについては、必ず手元に杖をおいてあり、杖を支えに立ち上がっている。

家庭で利用している浴槽は埋め込み式で手すりがあり、バスボードに腰かけ、自分で足を持ち上げながら浴槽への出入りをしている。娘は、手助けはしないが、浴室をのぞき安全確認の見守りはしており、背中等の洗身の一部の介助も行っている。

排尿後の後始末、排便後の後始末については、パットを使用している。間に合わず尿もれしてしまうことがあり、1日2回程度はとりかえている。汚れたパットはビニール袋に入れて所定のバケツに入れている。その後の始末は娘がしている。便のふき残し、便の付着が便器や下着にあることがあり、トイレの汚れの後始末も娘が行う。

衣服着脱については座りながら時間をかけて自立して行っている。聴力については、聴覚障害3級であり、電話の対応はできない。整形外科にて週に1回、膝、腰に電気治療を受けてい

る。

(8) 上記調査を経て、平成14年1月22日に介護認定審査会による審査が行われたが、同審査に用いられた介護認定審査会資料によれば、原告の状態は以下のとおりとされている。

現在、月4回の通所介護（デイサービス）、月4回の通所リハビリテーション（デイケア）を受けている。

特別な医療として、疼痛の看護を受けている。左右の下肢に麻痺がある。膝関節と足関節に拘縮がある。

寝返り、起き上がりは、つかまれば可能である。両足がついた状態での座位保持は、自分で支えれば可能である。両足がつかない状態での座位保持、両足での立位保持には、支えが必要である。歩行はつかまれば可能である。

立ち上がりは、つかまれば可能である。片足での立位保持は、支えが必要である。浴槽の出入り、洗身は、一部介助を行っている。

排尿後の後始末、排便後の後始末は、間接的援助（トイレ内で汚れたところを拭く等の身体に触れないで行う介助）を要する。ボタンのかけはずし、上着の着脱、ズボン等の着脱、靴下の着脱は、見守りが必要である。聴力は、大声が聞こえる程度である。

(9) 本件施設内では、原告の通路歩行時の介護として、その日の原告の歩行の状態により、本件施設の職員が、移動する原告の直近での見守りまたは実際に手を貸しての移動介助を行っていた。

また、原告に対する入浴介助の一環として、本件施設の職員が、デイルーム、脱衣室、浴室の間の移動、浴室における移動について、見守りまたは介助を行っていた。

原告は本件施設内のトイレについては、尿意、便意があると一人で行こうとしたが、本件施設の職員がトイレ入口までの見守り、歩行介助を行った。原告はトイレ内の排せつ動作は自立していた。本件施設の職員は、原告につき、トイレ内の介護はしていなかった。

原告の送迎にあたっては、原告宅前の道幅が狭くて送迎車が入れず、原告宅の玄関先に20センチメートルの段差があり、原告宅から送迎車の停車位置までの10数メートルの間が未舗装であることから、本件施設の職員が原告に手を貸しての歩行介助を行っていた。

(10) 原告は、通所介護サービスを受けて本件施設から帰るに際しては、送迎車に乗車中の尿意等が生じるのを防ぐために、送迎車を待っている時間に、特に尿意等がなくともトイレに行くことにしていた。そして、その際は、送迎を待つ間に座っているソファに近い本件トイレを利用していた。ただ、このとき以外は、原告は本件トイレを利用していなかった。

本件トイレは、入口の戸から便器までの間の距離が約1.8メートルであって、原告が利用する場合、この間を歩行しなければならず、また、横幅の距離は約1.6メートルであるところ、入口から便器まで行く間の壁には手すりがなかった。

本件事故の前、原告が本件トイレを利用するにあたって、本件施設の職員が本件トイレの中に入って便器まで原告の歩行を介護したことはなく、原告がこれを求めたこともなかった。

原告は、本件施設で職員から介助を受けるときには、「大丈夫だから。」とか「自分で出

来るから。」などと言うことが多かった。

本件施設の介護担当の職員であるC（以下「C」という。）は、平成10年10月から本件施設に介護担当の職員として勤務しており、原告が本件施設を利用するようになって以来、原告を知っていた。Cは、原告の状態については、職員間の連絡事項を記載したノートや通所介護記録書を読んで認識していた。

(11) 平成14年7月1日、原告は、本件施設において、午後3時ころまで通所介護サービスを受けた後、同施設2階にあるソファに座って、送迎車が来るのを待っていたところ、特に尿意等はなかったが、いつもどおりトイレに行っておこうと思い、杖をついて同ソファから立ち上がろうとした。

その動作を見たCは、原告が前かがみになりそうになったことから転倒の危険を感じ、転倒防止のため原告の介助をしようと考え、原告の側に来て、「ご一緒しましょう。」と声をかけた。原告は、「一人で大丈夫。」と言ったが、Cは、「トイレまでとりあえずご一緒しましょう。」と言い、上記ソファから本件トイレの入口までの数メートルの間、右手で杖をつく原告の左腕側の直近に付き添って歩き、原告の左腕を持って歩行の介助をしたり原告を見守ったりして、歩行の介護をした。このときの原告の歩行に不安定さはなかった。

原告が本件トイレに入ろうとしたので、Cは本件トイレのスライド式の戸を半分まで開けたところ、原告は本件トイレの中に入っていった。

原告は、本件トイレの中に入った段階で、Cに対し、「自分一人で大丈夫だから。」と言って、内側から本件トイレの戸を自分で完全に閉めた。ただし原告は戸の内鍵をかけなかった。

このとき、Cは、「あ、どうしようかな。」と思い、「戸を開けるべきか、どうするか。」と迷ったが、結局戸を開けることはせず、原告がトイレから出る際にまた歩行の介護を行おうと考え、同所から数メートル離れたところにある洗濯室に行き、乾燥機からタオルを取り出そうとした。

一方、戸を閉めた原告は、本件トイレ内を便器に向かって、右手で杖をつきながら歩き始めたが、2、3歩、歩いたところで、突然杖が右方にすべったため、原告は横様に転倒して右足の付け根付近を強く床に打ち付けた。こうして、同日午後3時30分ころ、本件事故が発生した。

(12) ところで、上記認定の経緯につき、原告は、本件事故当時、本件施設の職員において、原告が上記ソファから本件トイレに行くまでの間も全く歩行介護を行わなかったと主張し、原告本人尋問の結果中にはこれに沿う供述があり、原告作成の陳述書（甲20，48）にも同趣旨の記載がある。しかしながら、原告の同供述にはあいまいな点があるといわざるをえず、記憶が混乱している可能性が否定できないのであって、上記認定に反する原告の供述及び上記陳述書は採用しない。

また、原告は、本件事故当時、本件トイレの床が水で濡れていたために原告の杖がすべった可能性を指摘するが、原告自身、床の水は見えていないと供述しているのであって、本件トイレの床が水で濡れていた事実を認めるに足りる証拠はない。

(13) 上記のとおり転倒した原告は、右大腿骨頸部内側を骨折し、痛いと叫んだ。その

声を聞いたCは、すぐ本件トイレの入口まで行き、戸をロックして、「どうされましたか。」などと声をかけてから戸を開けると、原告が倒れていた。間もなく、その場に、他の職員数人が集まり、看護担当の職員（看護師）であるD（以下「D」という。）も来た。Dは原告の状態を調べたが、上記骨折には気付かず、本件施設の職員らは原告を車椅子に乗せた。Dは原告に対し湿布薬を貼付した。本件施設の職員は救急車を呼ぶことなく、原告を車椅子に乗せたままにしておいた。

同日午後4時30分ころ、D及び本件施設の生活相談担当の職員であるE（以下「E」という。）は、原告を車椅子に乗せた状態で、本件施設の近くにあるA整形外科まで搬送し、午後4時40分ころ、原告は同所においてA医師の診察を受けた。同医師は、診察の結果、右大腿骨頸部内側骨折と診断し、これをD及びEに告げた。

原告には上記骨折の治療として手術が必要であったことから、手術を受けることが可能なB病院に入院するべく、同日午後5時30分ころ、D、Eは、再び、原告を車椅子に乗せた状態で、A整形外科の近くにある同病院まで搬送した。

このように原告を車椅子で搬送した時間は、本件施設からA整形外科に行くまでに要した時間と同所からB病院に行くまでに要した時間とを合わせて、10数分間程度であった。

(14) B病院に到着した原告は、即日入院となり、その後、同月4日に手術（人工骨頭置換術）を施行される等の治療及びリハビリテーションを受け、同年9月17日に退院した。その後、原告は同病院に通院してリハビリテーションを受けた。

原告は、上記骨折及びその治療を経た結果として、心身の状態が悪化し、以下のとおり後遺障害を残した。

すなわち、股関節について脱臼の危険度が高くなり可動域の制限ができた。座位では両足の間クッションをはさみ固定するように医師から指示されている。

独力では、起きあがることも、立ち上がることもできず、片足での立位もできなくなった。浴槽への出入り、洗身、ズボン等の着脱、靴下の着脱は、全介助が必要となった。

歩行については、杖をついての歩行は全くできなくなり、自宅内では、2ないし3メートル程度は歩行器を使用しながら歩行し、また後部から腰部を支えられて5メートル程度歩行することはできるものの、外出時は、車椅子を使用するようになった。

排尿、排便はベッドのすぐ近くにおいたポータブルトイレで行うようになり、排尿、排便後の後始末は、直接的援助（身体の汚れたところを拭く等の身体に触れて行う介助）が必要となった。

移乗の動作、口腔清潔、洗顔、整髪、薬の内服については、一部介助が必要となった。加齢と入院とで筋力低下が進み、両手指の握力が弱くなり、食事の際は、はしはどうか持つが、食物をこぼすことが多く、また、湯飲みが持てなくなった。食事の際は見守りが必要となった。

周囲への無関心がみられるようになった。理解力が落ちている。朝、ぼーっとしており、夢と現実の区別がつかず反応が鈍いことが多い。

以上のように、原告は生活のほぼ全てに全面的な介護を要する状態となった。

原告は、介護認定審査会の調査、審査を経て、平成15年1月24日、要介護4の認定を受けた

。要介護4の状態像としては、おおむね、介護なしには日常生活を営むことが困難となった状態と考えることができる。

2 被告の安全配慮義務違反の有無について

本件施設は、横浜市が地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保険サービス等を身近な場所で総合的に提供することを目的として設置した施設であり、また、通所介護サービスは在宅の虚弱な高齢者や痴呆性高齢者を対象に、健康チェック、入浴、給食、レクリエーション、機能訓練等をし、高齢者の心身機能の維持を図り、併せて介護者を支援するものであることからすると、本件施設の管理運営を横浜市から委託された被告としては、通所介護契約上、介護サービスの提供を受ける者の心身の状態を的確に把握し、施設利用に伴う転倒等の事故を防止する安全配慮義務を負うというべきである。

そして、上記のとおり、原告は従前より足腰の具合が悪く、70歳のころに転倒して左大腿骨頸部を骨折したことがあり、本件施設内においても平成13年2月12日に転倒したことがあること、同年12月ないし平成14年1月ころにおける原告の下肢の状態は、両下肢の筋力低下、両下肢の麻痺、両膝痛、両膝の屈曲制限、左股関節、両膝関節及び足関節の拘縮、下腿部の強度の浮腫、足部のしびれ感、両足につき内反転気味の変形傾向などがあり、歩行時も膝がつっぱった姿勢で足を引きずるような歩き方で不安定であり、何かにつまらなければ歩行はできなかったこと、原告の主治医においても原告の介護にあたっては歩行時の転倒に注意すべきことを強く警告していることからすると、本件事故当時において、原告は、杖をついての歩行が可能であったとはいえ、歩行時に転倒する危険性が極めて高い状態であり、また、原告のそのような状態について本件施設の職員は認識しており又は認識し得べきであったといえるから、被告は、通所介護契約上の安全配慮義務として、送迎時や原告が本件施設内にいる間、原告が転倒することを防止するため、原告の歩行時において、安全の確保がされている場合等特段の事情のない限り常に歩行介護をする義務を負っていたものというべきである。

そこで、本件事故について歩行介護義務違反があったか検討するに、本件施設の介護担当職員であるCは、原告がソファから立ち上がり本件トイレに向かう際、これに付き添って歩行介護をしたものの、原告が本件トイレ内に入った際、原告から本件トイレ内に同行することを拒絶されたことから、本件トイレの便器まで同行することを止め、原告を1人で便器まで歩かせたというのである。しかし、前記認定のとおり、本件トイレは入口から便器まで1.8メートルの距離があり、横幅も1.6メートルと広く、しかも、入口から便器までの壁には手すりがないのであるから、原告が本件トイレの入口から便器まで杖を使って歩行する場合、転倒する危険があることは十分予想し得るところであり、また、転倒した場合には原告の年齢や健康状態から大きな結果が生じることも予想し得る。そうであれば、Cとしては、原告が拒絶したからといって直ちに原告を1人で歩かせるのではなく、原告を説得して、原告が便器まで歩くのを介護する義務があったというべきであり、これをすることなく原告を1人で歩かせたことについては、安全配慮義務違反があったといわざるを得ない。

この点、被告は、原告が本件トイレ入口において本件施設の職員に対し同トイレ内における介護を拒否したのであるから義務違反はないと主張する。

確かに、要介護者に対して介護義務を負う者であっても、意思能力に問題のない要介護者が介護拒絶の意思を示した場合、介護義務を免れる事態が考えられないではない。しかし、そのような介護拒絶の意思が示された場合であっても、介護の専門知識を有すべき介護義務者においては、要介護者に対し、介護を受けない場合の危険性とその危険を回避するための介護の必要性とを専門的見地から意を尽くして説明し、介護を受けるよう説得すべきであり、それでもなお要介護者が真摯な介護拒絶の態度を示したというような場合でなければ、介護義務を免れることにはならないというべきである。

本件施設は介護サービスを業として専門的に提供する施設であって、その職員は介護の専門知識を有すべきであるが、本件事故当時、原告が本件トイレに単独で入ろうとする際に、本件施設の職員は原告に対し、介護を受けない場合の危険性とその危険を回避するための介護の必要性を説明しておらず、介護を受けるように説得もしていないのであるから、被告が上記の歩行介護義務を免れる理由はないというべきであり、被告の主張は採用できない。

なお、原告は、不法行為の成立も主張するが、上記歩行介護義務は上記通所介護契約に基づいて導かれるものであるから、本件では不法行為の成立までは認められない。

3 損害について

上記認定の事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告が本件事故により被った損害は以下のとおりである。

(1) 治療費 21万8163円

原告は、本件事故による傷害の治療として合計21万8163円を支払った（甲9の1ないし26）。

(2) 入院雑費 11万8500円

原告は、本件事故による傷害の治療として平成14年7月1日から同年9月17日まで79日間入院したが、その間に要した入院雑費は日額1500円である。

$1500 \times 79日 = 11万8500円$

(3) 近親者介護料 943万6272円

原告は、本件事故による傷害により前記のとおり入院治療等を受けたが、日常生活全般にわたる介護が必要な程度の後遺障害が残り、B病院を退院した平成14年9月17日から葉子が自宅で介護を担当している。

ところで、原告については本件事故前において既に前記のような随時介護を要する身体状況にあったことからすると、本件事故により日常生活全般にわたる介護が必要になったとしても、本件事故と因果関係のある介護費は日額4000円と認めるのが相当である。

そして、将来介護の期間は、原告の年齢からして、8年とするのが相当であるから、中間利息をライブニッツ係数6.4632を用いて控除すると、将来介護費の現価は943万6272円となる。

$4000円 \times 365日 \times 6.4632 = 943万6272円$

原告は、葉子が仕事を辞めなければ得ていたであろう8年間の収入が、介護費用相当額になると主張するが、葉子の本件事故前の収入を直ちに原告の介護費用相当額ということができないのは明らかである。

(4) 入浴サービス料 41万1059円

原告は、上記後遺傷害により、上記同様8年の間、入浴にあたって全介助を受けるために家庭用入浴サービスの利用が必要となり、その費用は月額5300円である（甲18）。

$$5300円 \times 12月 \times 6.4632 = 41万1059円$$

(5) 器具リース料 13万9605円

原告は、上記後遺障害により、上記同様8年の間、特殊ベッド及び歩行器を使用することが必要となり、これらを使用するためのリース料は月額1800円である（甲18）。

$$1800円 \times 12月 \times 6.4632 = 13万9605円$$

(6) 家屋改造費 6000円

原告は、上記後遺障害により、自宅寝室にトイレを備え付ける必要が生じ、そのための改造費として、6000円を支払った（甲19）。

(7) 慰謝料 600万円

ア 入通院慰謝料 170万円

原告は、本件事故による傷病の治療のため上記のとおり平成14年7月1日から同年9月17日まで79日間入院し、その後、少なくとも平成14年12月12日まで実日数13日通院した（甲9の7ないし26）。原告の受傷内容・程度、入通院期間からすると、入通院慰謝料は170万円とするのが相当である。

イ 後遺障害慰謝料 430万円

原告は、本件事故により上記のとおり後遺障害を残した。しかし、この点についても、将来介護費にけると同様、原告が従前随時介護を要する状態にあったことや原告の年齢を斟酌すると、本件事故と相当因果関係のある後遺障害慰謝料は430万円と認めるのが相当である。

（弁護士費用を除いた損害額合計は1632万9599円となる。）

4 過失相殺について

前記認定の事実によれば、本件事故当時、原告は、本件トイレを自ら選択し、同トイレ内部での歩行介護について、本件施設の職員に自らこれを求めることはせず、かえって、本件施設職員に対して「自分一人で大丈夫だから。」と言って、内側より自ら本件トイレの戸を閉め、単独で便器に向かって歩き、誤って転倒したのであるから、原告においても、本件事故発生について過失があるものというべきで、上記のような転倒に至る経緯や原告が高齢者である一方、被告は介護サービスを業として専門的に提供する社会福祉法人であることも斟酌すると、原告の過失割合は3割というべきである。

（過失相殺後の弁護士費用を除いた損害額は1143万0719円となる。）

5 弁護士費用 110万円

本件事案の内容、本件訴訟の審理経過等諸般の事情を考慮すると、弁護士費用としては110万円が相当である。

（弁護士費用加算後の損害額は1253万0719円となる。）

第4 結論

以上によれば、原告の本訴請求は、1253万0719円及びこれに対する訴状送達の日翌日で

ある平成15年5月4日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し，その余は理由がないからこれを棄却することとする。

よって，主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官・山本博，裁判官・川口代志子，裁判官・尾崎康)
